

平成25年度 第2回石狩市社会福祉審議会

- 日 時 平成25年11月19日(火) 午後1時30分開会
- 場 所 石狩市役所5F 第1委員会室
- 出席者 【審議会委員】後藤委員・北原委員・柏野委員・向井委員・中村委員・神田委員(臨時委員)・岩宮委員(臨時委員)
【事務局】沢田保健福祉部長・桑島福祉総務課長・伊藤障がい支援課長・田森高齢者支援課長・長谷川地域包括支援課長・高井福祉総務課主任主査・佐藤福祉総務課主査
- 欠席者 若狭委員・鈴木委員・佐藤委員
- 傍聴者 なし
- 議 題 審議事項
(1) 冬期間の生活弱者支援(福祉灯油)事業について

1. 委嘱状交付

2. 開会

○事務局

本審議会の開会にあたり報告いたします。本日は、委員の2分の1以上の出席がございますので、石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、このあと開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

3. 議題

○会長

本日の議題は冬期間の生活弱者支援(福祉灯油)事業についての1件でございます。この制度について、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、この事業を実施するかの決定はこの場ではいたしません。皆さんがこの制度についてどうお考えになるかということをお聞きとる会議ということをご理解ください。

では、この案件について、まず事務局より説明願います。

○事務局

福祉灯油の制度について、これまでの実施状況などについて説明いたします。

福祉灯油制度については、北海道が昭和49年に第1次石油危機に伴い始めた制度であり、その後、平成7年度から市町村が実施主体となり、現在は北海道の補助金の補助事業メニューの一つとして、実施されています。

石狩市においては、昭和57年に「福祉灯油支給事務取扱要領」を定め、毎年10月の灯油価格が前年度比較で物価上昇率を超えた場合に、価格上昇分の1/2以内の現物支給を行うよう定めましたが、制度ができてから実績がなく、北海道から市町村の実施に移管した際にこの制度を廃止した経緯があります。

その後、平成19年度、20年度には、灯油価格が急激に高騰したことを受け、単年度限りの緊急措置として実施しました。

資料1ページ、2ページに、平成19年度、20年度の実施状況をまとめています。まず、平成19年度の実施状況ですが、この年の12月の灯油平均価格が96円で同年2月と比較し約30円の価格上昇となり、この価格上昇分30円にドラム缶1本分200リットルを掛けて、1世帯6,000円を支給しました。実施にあたっては、緊急かつ即効性のある対策を講じる必要があるという判断により、共同募金会が実施する「歳末助け合い運動」の対象世帯をこの事業の対象世帯として実施し、歳末たすけあい義援金とあわせて民生委員児童委員から対象世帯に直接手渡す方法で支給しました。この年の対象世帯数は270世帯で、実績として、同一世帯の対象者4名を除く266世帯に支給し、事業費は約160万円でした。なお、この年度の道内の実施状況については、176市町村、うち34市で実施しました。

次に、平成20年度の実施状況ですが、この年も石油製品価格が上昇を続けていることから、緊急的対策として、在宅で生活する高齢者や障害者などの生活弱者世帯に対し一時金を支給することにより、対象世帯の冬期間の生活安定に資することを目的に、単年度の事業として実施しました。平成19年度と比較しますと、対象世帯については、高齢、障がい者世帯のほか、ひとり親世帯、生活保護世帯に拡大し、支給額については、この年も同様に、30円分の価格上昇で6,000円を支給しました。また、手続については、受付の期間内に申請書類を提出又は郵送していただき、市において審査の上、決定者に現金を口座振込するという方法で実施しました。対象世帯数ですが、トータルで3,222世帯となり、複数の世帯区分に該当する世帯を除きますと2,872世帯に申請案内を送付し、実際に申請により支給した世帯は2,053世帯となりました。事業費については、総額で約12,300千円となっております。

また、2ページ目の資料下段に、平成24年度における北海道内の市町村の福祉灯油実施状況を掲載しております。実施自治体数は全道179自治体中、151自治体で実施し、うち市は16市で実施しました。石狩管内の状況は、7市町村中、5市町村で実施し、うち市は石狩市、千歳市を除く3市で実施しております。

続いて3ページからは、平成20年度に実施した「生活弱者支援一時金支給事業」の実施要綱となっております。先ほど説明した事業はこの要綱に基づき実施をいたしましたので、今回の検討にあたっての参考としてご確認願います。

続いて、5ページの資料は、消費者協会が調査している市内の灯油価格の推移の表です。これまで福祉灯油を実施した平成19年度、20年度の価格から、これまでの価格の推移について、記しておりますので、併せて検討の参考としてご確認願います。

以上、これまでの実施状況について、今回提出させていただいた資料に基づき説明させていただきましたが、今回のご検討にあたり、引き続き説明を続けます。

○事務局

ただ今ご説明いたしました資料についてはこれまで石狩市で行ってまいりました福祉灯油の概要をご確認いただくためのものです。これからご意見をいただく上でお願いしたいのは、関係する第三者の委員を含めた組織の中で、市の単独判断ではなく、皆様のご意見を反映した判断の仕組みづくりを考えているところです。これまでの事業をご確認いただいた中で、事業のやり方に対するご意見もあるかと思えますし、どの時点でどのような判断をしてきたかというお尋ねもあろうかと思えます。そういったことも含めてご説明させていただきましたが、この場でご意見をいただきたいのは、これまで、灯油価格や近隣の他市町村の状況などを情報交換しながら内部で検討し、これまで実施しないという判断をしてまいりましたが、今年もこの時期を迎え、この事業を実施するかしないかの判断をしなければいけないので、その判断の基準になるようなご意見を皆様方からお伺いしたいということで、今回ご審議いただくことといたしましたのでよろしくお願います。

○会長

今、事務局の方から、石狩市の制度に関して説明いただきましたが、議論をするにあたり、制度について確認があればご質問ください。

○委員

支給額が6,000円というのは、全市町村一律ではなく、各市町村ごとに状況を勘案した金額なのでしょうか。

○事務局

6,000円の根拠については、石狩市では先ほど説明させていただいたとおりで実施しましたが、これに関してはそれぞれの市町村毎に判断しています。また事業費の中には道の補助金も含まれた金額になります。

○会長

他に不明な点があれば、確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

灯油価格が30円上昇したというのは、基準はどこになるのでしょうか。

○事務局

平成19年で見ますと64円から、96～97円まで上昇していますので、60円台から90円台まで激変したということです。

○委員

支給金額6,000円というのは、灯油価格の上昇とともに金額が変わるということでしょうか。今年は価格が上昇していると見られますが。

○事務局

これらの基準についてもご意見をいただきたいと思います。今まで実施してきた部分については、継続した基準を要綱で定めているものではなく、各年度で判断してきたので、現在は、基準がないという状況です。

○委員

今後灯油価格が上昇すれば支給額を上げるということを審議するというのでしょうか。

○会長

今日の議論は、石狩市においては、平成19年と20年に福祉灯油を実施しておりましたが、ここ数年実施していない状況の中で、今度実施するにあたって皆様方はこの制度をどのような形で進めていったら良いのかというご意見を集約して、これを事務局で判断して、行政の方で実施するかということを決めていきたいと考えています。今回私たちに求められていることは、この制度が石狩市にとって必要であるかどうかということも含めて、一番適切な制度であるためにはどうしたら良いのかということをお聞きする会議としてご理解ください。

○委員

福祉灯油の事業として実施するというのですが、19年度、20年度に6,000円支給するという形で行った中で、その支給金が果たして灯油に使われたかどうかというのは追求できないと思います。先ほどの説明ですと、ドラム缶1本分ということでしたが、現状では無理があると思います。というのは、灯油価格の推移を見ても上がってきており、基準が80円、90円となっている中で、福祉灯油として6,000円を支給するというのは、もらう側としてどうなのか、あえて福祉灯油という名目にしなくても良いのではないかと。また、もし灯油として支給するのであれば、6,000円というのは少なすぎるのではないかと感じると思います。

○会長

今、重要な指摘がありました。一点は、福祉灯油と言われているが、実際に灯油に使われたかどうかは判断できないという点、もう一点は、6,000円という金額が、現在灯油価格が高騰している状況においてどこまで機能するかという、金額に対する問題点があったと思います。ご指摘のように、私たちはこの制度に関わる意見を挙げていく中で、今後石狩で実施するかどうか判断していきたいと行政側では考えていると思いますので、続けて皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。

私の方からですが、福祉灯油に関しては、大きな問題を抱えていると思います。それは、「弱者

支援事業」と名称が付いていますが、20年度の対象世帯を見ると、満75歳以上の高齢者世帯と年齢で区分していますが、このような世帯が「生活弱者」であるとするのはかなり乱暴な区分けであると思います。高い年金をもらっている方が対象となっていることもあるのではないかと。そういった意味で、対象の規定についても大きな問題を抱えている制度ではないかと考えます。さらに、この制度に関して疑問や意見があればお伺いしたいと思います。

○委員

2点あると思うのですが、灯油価格が急激に高騰したということで、暖房を使うのが大変になったということと、そうなった際に対象者と誰にするかということが大きな点だと思います。灯油価格の推移の表を見ても、20年は急騰しており、福祉灯油実施の大きな要因になったと思いますが、今回の場合、平均値を見たときに4月から見ていると、単価としては上がっているけれども、その差が出た時にどの位の差をもって判断をするかということが微妙なところで、今の単価は、生活に困っている人も困っていない人も負担としては同じです。大変だという判断をどこにもっていくのか、単価の差ということになると、春の時点から既に上がっているのだから、困っている人だけの支援というのは方向が違うのではないかと感じます。

また、対象者について確認ですが、20年度の時は、要件全てに該当する方を対象としたのでしょうか。

○事務局

対象世帯については、要綱の第2条にあるとおり、20年度の市民税が非課税であることが前提としてあり、その上で、高齢者、障がい者、ひとり親なのかという判断をすることになります。

○委員

高額所得がある方は高齢でも対象となっていないということですね。

○事務局

そういうことになります。

○委員

20年度の灯油価格を見ると、灯油を使う12月から1月にかけて下がってきています。7月から8月は高値で、これが11月頃まで続きますが、それ以降は下がっています。今回の見通しはどうでしょうか。

○委員

いろいろな状況で変わるので見通しは難しいです。毎年、今言われたような動きはあるのですが、今年は分らないです。原油自体は若干落ち着いてきてはいるのですが、アメリカ経済が良くなってきているので、これで円安になると高くなってしまいます。あとはシリアの問題などが

複合的に絡んでくるので予測が困難となっていますが、100円前後で推移しそうな感じです。

○委員

平成20年で最高が133円位になりましたが、3月は63円まで下がっています。

○委員

これは、リーマンショックが影響しています。

○委員

こうなると、実施した時には下がっており、見通しは難しいです。市の財政が許せばいいと思うのですが、厳しい財政の中では検討も必要なのではないかと思います。

○委員

19年は対象世帯数が266世帯でしたが、20年は大きく増えています。支給額は同じですが、市の生活保護世帯数も増えている傾向にあると聞いているし、自分の仕事を通して見ても、ひとり親が増えたり、大変な生活をしている人が見えてきていて、年々重くなっていると感じています。

そのような状況の中で、灯油価格が上がったから支給するという事になった時に、対象世帯が減るということにはならないと思います。石狩の財政も厳しいということは聞いていますので、財政的に手当てが行えるのかということもあるので、とても難しい問題だと思います。

○事務局

19年と20年で実施した時の大きな違いは、19年は60円から90円ということで、単価的には30円ですが、1.5倍という非常に大きな格差があり、できる限り早く、年内にお渡しした方が効果的であろうという判断で、支給まで日数のかかる申請手続を行うという手法をとらずに、歳末たすけあい義援金に併せて支給したという経緯があります。20年度については、10月の時点で判断して準備を行い、対象を拡大するとともに、年度内という形で申請期間も拡大した結果、支給した世帯も大きく増加しました。例えば一つ基準を決めて、こういう時には必ず支給するか、またはしないかという話になると、確かに石狩の財政は年々厳しくなっており、平成17年の合併以降、特例として国の交付金については、3市村が存続していると仮定しての算出での歳入となり、現在も一部続いています。まもなくそれも終了します。こうなると財源は毎年見合いでやっていかなければならないし、各年度で重点を置く施策を選択して行わなければならないというのが議会制民主主義であると言え、このような仕組みをつくっても、予算の範囲内などの条件を設定するなどの対応が必要であり、また、実施するしないの判断もその年度でなければ分からないなど、議会に予算を通す上でも、見通しについては楽観できないという状況にあります。

○会長

市の財政についてお話があったように、それほどゆとりがある訳ではないというのが一般的な理解ではないでしょうか。そういった石狩市の財政を背景として、実施する制度を考えていかなければならないと思います。そのような背景も含めて意見を求められています。

○委員

歳末義援金との関係でお話がありましたが、民生委員の立場で毎年義援金を配付していますが、対象世帯のうち、障がい者世帯には裕福な家庭もあるのでないでしょうか。この項目は削った方がよいのではないかと思います。灯油価格が上がったから6,000円支給しますというのは必要ないのではないのでしょうか。

○事務局

これらはあくまでも単年度の要綱で、これを決めたのは全道で行っている自治体の事例を参考に定めたものです。おっしゃる通り障害年金をもらっていても非課税ですし、それ以外の収入があっても我々には見えないものです。

○会長

皆さんの意見を聞くと、対象規定が非常に難しいということが言えます。ご意見があったことは実際に起きてしまっていることもあり、そういったことで考えていくのであればこの制度はいくつかの問題点をもっていると理解した方がよいと思います。他にあれば伺います。

○委員

昨年度は、石狩管内では石狩市と千歳市が実施しなかったということですが、他の5市町村はどのような取組だったのでしょうか。また、24年度の場合、他の自治体は価格差ではなく、平均して高値で推移しているという理由で実施したと思われませんが、そうすると、今年も実施するのではないかと思います。石狩市もこれにより判断するということになる、今後も継続して実施していかなければならないと思います。

○会長

他市の状況は分かりますか。

○事務局

実施の状況については把握しておりますが、実施の理由については、全体的に高値であったこと、また道の補助金に増額があったことが影響していることは考えられますが、詳細は各自治体でも異なり不明です。石狩管内の市町村では、支給額を5,000円か10,000円としております。対象については、例えば高齢者でも、65歳以上や70歳以上、また単身者のみとしているところもあり、自治体によって違います。

○委員

そうゆうことであれば、対象者を定めるというのが非常に難しいと思います。それをする事によって、逆に不平不満が出るようなことがあれば実施しない方が良くと思いますし、市の税金を使って行うことですから、市民にも影響してきます。制度として良いものにするには難しいと感じます。

○会長

これまで意見を伺ってはっきりしていることは、この事業を展開するにあたっては、市から支給するものなので、市民が納得し、不公平感が出てこない制度でなくてはならない、そうすると対象の規定が大きな問題になってくることは、皆さんの共通意見であると思います。

また、この支給金は灯油に使われているか分からない制度であり、福祉灯油という事業であれば、このことを確認していかなければならないということも2点目の問題として理解してもらいたいと思います。要するに、お金で配ってしまうと、いただいた方は使いやすいものですが、制度の趣旨からすると、違ったところで使われてしまう欠陥のある制度であると思います。この点は制度を検討するときに考える必要があります。福祉灯油というのであれば現物で支給するのが最も確かな方法だということも2点目の具体的な指摘として考えていただきたいと思います。

3点目としては、市の財政の中で決めていかなければならないということです。道の補助金があるということもありましたが、それは一部であり、石狩市の財政を考えた時に行政側はそれを配慮した上で決めていかなければならない制度だということ指摘されていたと思います。

4点目は、今までは急騰したという大変な状況があったから支給したということは、制度をつくる理由として理解できるのですが、灯油をめぐる状況が大変だということの判断が難しいのではないかとことです。今年は19年から比べれば90円台ですから同じですが、ここしばらくはずっと同じ状況で、さらに今後の状況は分からないということです。このように考えていくと、リーマンショックのあった時期の急騰という明解な判断が今年度判断できるかという難しい状況ではないかと思えます。制度をつくるに当たり、誰もが納得する状況をどこで見極めるのかという大変さがあるという意見もあったと思います。

さらに、6,000円という金額が本当に灯油の高い時期に妥当な金額であるかということも考えなければならぬということもありました。これは財政との関係の中で出てくると思いますが、平成19年の6,000円と今の6,000円は違うということです。その中で、もし出すとするならば、実効性の高い金額が求められるのではないかとのご意見もありました。他にこれは付け加えたいということがあればお願いします。

○委員

支給の方法の点で、もしやるとしたらの場合ですが、例えば灯油券とか、そうゆう形でやるなど、手間がかかって大変かもしれませんが、または、灯油にこだわらないで、商品券のような形にして実施することにより、市内だけにしか通用しないというようにして、石狩市の税金を使う

のだから石狩の業者を使ってもらおうという形にして実施できるのであれば事業者としてはうれしいと思います。ただ、もらう側としては、個人情報の点からこのような形だと支給されたことが分かってしまい、いやがる人もいるかもしれないので、その配慮も難しいですが検討してほしいと思います。

○事務局

道内の市町村では灯油購入券をガソリンスタンドや配送業者に渡すなどして実施しているところもあります。先ほどから伺っていると、やはり6,000円の使い道というのは、少なくとも市内に限定し、市内業者に還元するという考え方は、実施する場合には大切だと思います。

○委員

この考え方だと、石狩市内の業者にも還元され、市の経済も潤うので賛成です。

○委員

この方法は、緊急的には難しいと思うので、もし実施するのであれば、事前に十分な準備をした上で実施すべきだと思います。

○委員

ここに対象となっている方々は、灯油に特化してというのではないと思いますが、いろいろな制度によって支援を受けていると思います。そのような中で灯油に関しての単価を上げたなどの動きはないのでしょうか。困窮者のための対策として、灯油に限定して行う理由というのはいや、単価が急騰して買いたくても買えない状態を回避するための手立てとしてやるのはいいのだけれど、そう考えるとやはり単価の差しかないのかなと思います。

○会長

生活弱者に対して、なぜ福祉灯油というものが出てきているのかという、特段の理由を考えていくなれば、急騰したという事実があったからこういう制度が生まれたのであって、生活弱者対策と考えていくなれば、今の状況で福祉灯油というのは、あまり説得力をもっていないのではないのでしょうか。この時期になると福祉灯油はいつも出てくる話題ですが、なぜだろうかということ考えた時に、言葉が適切か分かりませんが、日本は「ばらまき福祉」がいつもあるからだと思います。福祉という名のもとにいろいろなことをやってきた、その流れの中で福祉灯油というものが出てきているのではないかと思います。こういう機会にもう一回、生活弱者に対して、どうゆう制度、政策が必要なのか考えなければならぬが、あまり考えないで福祉灯油が動いているのではないかと。しかし、それが社会では問題になってきているのではないかと気が付かなければならぬ時期ではないのでしょうか。石狩管内では千歳市と札幌市と石狩市が実施していませんが、石狩市は良い選択をしていると思います。財政がひっ迫している状況の中で、他市がやっているからやるという風にはならない制度ではないかと思っています。生活弱者に対して、どうゆ

う制度が良いのかを考えた時、福祉灯油は引っかけると私は考えています。財政が限られた中でもっと別なものがあるのではないかと考えているので、より根本的な問いかけをした方が、限られたお金を有効に使えるのではないかと考えています。

○委員

私もそう思います。

○事務局

審議会のご意見としては、なぜ灯油に限定するのだと、昭和49年に道が始めたいきさつとしては、冬の暖房の多くは灯油であり、灯油を生活弱者に配ることで冬期間の安心安全な生活の一助とするということで始まった制度だと思えますが、ここ最近の灯油の価格を見ると、灯油よりもむしろガソリンの方が価格変動が大きかったりします。

この灯油を助成するよりも、根本的に生活弱者に対する施策を一体どうしたら良いのかという方が大切ではないかということがまずあり、生活弱者に対する支援が必要な時というのは、リーマンショック時のように、灯油も含めて様々な景気動向が大きく揺らいで、生活弱者にも冬期間暮らしぶらい生活が見えた場合に、その必要性において行う事業であって、条件がクリアできたから必ずやらなければならないという制度にすべきではないというように受け止めさせていただきました。

○会長

これまで様々な意見を述べてきましたが、そういったことをくみ取って、行政側でこの制度を検討していただければありがたいということで、終わりたいと思いますが、その他何かあればお願いします。

○委員

実施する場合は、あの方がもらったなら私も該当するのではないかならないよう、公正に支給するようにお願いします。民生委員で地域を回っても、部屋を暗くして節電したり、家以外の場所で暖をとって夜帰ってきているという方もいるなど、生活保護を受給していないがぎりぎりの生活をしている方も結構います。もしやるのであれば、公平な判断で行ってほしいと思います。

○会長

この制度に対しての皆さんの意見はかなり聞けたと思っています。
その他に移りますが、何かございますか。

○事務局

特にございません。

4. 閉会

○会長

これで、本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

平成25年12月2日 議事録確定